

事務連絡
令和5年10月16日

ご担当者様

改正建築基準法・改正建築物省エネ法の講習会等の案内について

国土交通省 住宅局

平素はお世話になっております。国土交通省です。

標記の件につきまして、改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議にご参加頂いているメンバーの方にご連絡申し上げます。

2022年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法の制度の円滑な施行に向け、講習会等の案内についてのプレスリリースを発表しましたのでご連絡させていただきます。ファイルサイズの関係からプレスリリース本体を添付させていただきます。

別紙については下記 URL よりダウンロードいただけますと幸いです。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001200.html

改正法制度説明会、設計等実務講習会及び断熱施工実技研修会を実施するとともに、オンライン講座も公開予定です。

また、全国の設計・施工等に携わる方々が広く参加等できるよう、本日から全国の関係事業者に向けダイレクトメールを送付いたします。（発送先は、建築士事務所と建設業許可（建築一式工事）を受けた事業者の方々です。）

つきましては、所属会員様と連携していただき、積極的なご参加・周知のご協力のほどよろしくお願い致します。

<改正法制度説明会の申込等に関して>

建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明会 受付窓口

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/s/kaiseihou2023>

<設計等実務講習会の申込等に関して>

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 地域事務局

<https://www.shoene.org>

<断熱施工実技研修会の申込等に関して>

一般社団法人 全国木造建設事業協会

<https://dannetsusekou.kennetserve.jp>

以上

令和 5 年 1 0 月 1 6 日

住宅局建築指導課・参事官（建築企画担当）付

住宅・建築物の設計・施工等に携わる皆さまに向けて講習会等を開催します！

～改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けて～

2022 年 6 月 17 日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、2025 年 4 月（予定）から、旧 4 号建築物[※]の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

これら制度の円滑な施行に向け、改正法制度説明会、設計等実務講習会及び断熱施工実技研修会を実施するとともに、オンライン講座も公開予定です。全国の設計・施工等に携わる方々が広く参加等できるよう、本日から全国の関係事業者に向けダイレクトメールを送付いたします。

※階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の木造一戸建て住宅等

<ダイレクトメールについて>

- 発送先は、建築士事務所と建設業許可（建築一式工事）を受けた事業者です。
- 送付物は、地域別に別紙 1 - 1 ～ 1 - 6 です。

<改正法制度説明会について>

- 住宅・建築に関わる方々を対象に、4 号特例の見直しや構造基準のポイント、防火規制の合理化、省エネ適合義務制度など、改正法の概要についての説明会を全国 10 都道府県（12ヶ所）で開催します。
- 日時、会場、申込方法等については <https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/s/kaiseihou2023> をご確認ください。
- 12 月上旬頃からオンライン講座でも同じ内容の講座を公開予定です。
<https://shoenehou-online.jp/>

<設計等実務講習会について>

- 設計等の実務を行う建築士や建設事業者等の方々を対象に、2 階建ての木造一戸建て住宅等に係る手続き、構造基準（壁量計算等）・省エネ基準の解説及び申請図書の作成方法などについての講習会を全国 47 都道府県で開催します。
- 日時、会場、申込方法等については <https://www.shoene.org> をご確認ください。
- 12 月下旬頃からオンライン講座でも同じ内容の講座を公開予定です。
<https://shoenehou-online.jp/>

<断熱施工実技研修会について>

- 断熱施工に携わる大工技能者の皆様を対象に、省エネ基準適合義務化に際し、正しい断熱施工技術を学べる研修会を実施しております。
- 日時、会場、申込方法等については <https://dannetsusekou.kennetserve.jp> をご確認ください。

<その他>

- 改正法に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報などについて、国土交通省のホームページで随時、情報発信してまいります。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html
- 省エネ計算方法等の改正法の内容を解説したオンライン講座も公開中です。
<https://shoenehou-online.jp/>

別紙 1 : 地域別ダイレクトメール (1-1 : 北海道・東北地方、1-2 : 首都圏、1-3 : 中部地方、1-4 : 近畿地方、1-5 : 中国・四国地方、1-6 : 九州・沖縄地方)

別紙 2 : 建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し (4号特例の見直し) について

別紙 3 : 省エネ基準適合義務化について

別紙 4 : 断熱施工実技研修会について

<改正法制度説明会の申込等に関する問合せ先>

建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明会 受付窓口

HP : <https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/s/kaiseihou2023>

<設計等実務講習会の申込等に関する問合せ先>

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 地域事務局

HP : <https://www.shoene.org>

<断熱施工実技研修会の申込等に関する問合せ先>

一般社団法人 全国木造建設事業協会

HP : <https://dannetsusekou.kennetserve.jp>

<制度に関する問合せ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官 (建築企画担当) 付

電話 : 03-5253-8111